

指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれ基本的運営方針

1 理念

指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれは、「指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例」、「指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則」及び「博物館法に基づいた施設として博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、指宿市の歴史や文化に関わる資料の収集・保管・展示，調査研究，教育普及活動を通じて、資料保存拠点，研究拠点，文化・芸術振興拠点，情報発信拠点として活動を実施します。

2 方針

(1) 資料の収集・保管

ア) 指宿市に関わる資料の収集に努めます。

イ) 国の基準や有識者，研究者らの意見を参考に，収集している貴重な資料の適切な保管に努めます。

(2) 文化財の保護と活用

ア) 国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡をはじめとする，市内に所在する指定文化財等の保護と活用に努めます。

イ) 博物館を中心に地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組みます。

(3) 資料の展示

ア) 指宿橋牟礼川遺跡をはじめとした指宿市の歴史文化にかかわる展示を行います。

イ) 国や都道府県指定文化財の公開を通じて，すぐれた芸術・文化に触れる機会を設けます。

ウ) 指宿市の歴史文化に関する企画展を開催します。

(4) 資料の調査研究

ア) 市内にある資料のほか，全国に散在する指宿市の歴史文化に係る資料を調査・収集し，研究を進める中心的な役割を果たします。

イ) 市内にある埋蔵文化財の発掘調査や指定・未指定文化財の調査研究に努めます。

ウ) 調査・研究による成果については，報告書，企画展，メディアなどによる公開に努めます。

(5) 教育普及活動

ア) 指宿市教育委員会内の部署や市内の学校など関係機関と連携し，市民が自分たちの住むまちの歴史文化を学べる機会を提供します。

イ) 市内の文化財に関する説明や質疑などに対応できる体制の構築を図ります。

ウ) 児童・生徒向けの体験事業の実施により，学校教育の場で提供される学びとは異なる新たな学びの場を創出します。

(6) 文化・芸術振興

ア) 郷土芸能・伝統行事の保存・継承のため指宿市郷土芸能保存会などの関係団体の支援を行うとともに、学びや披露する機会を提供します。

イ) いぶすきシルバー美術展を開催し、市民の創作意欲の向上と高齢者の生きがいくりの機会を創出します。

ウ) 指宿市文化協会を支援するとともに、指宿市の文化・芸術の振興に努めます。

(7) 関係機関・団体との連携

ア) 国、鹿児島県、他自治体及び民間団体など、関係機関との連携を図り、指宿市の文化財の保存・活用に努めます。

イ) 市内外の博物館や文化機関などと交流・連携を図り、指宿市の歴史・文化の情報発信と博物館運営に関する相互協力に努めます。

(8) 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会

ア) 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会規則に基づき、協議会の運営を行います。

イ) 協議会では規則第2条に従い、博物館の運営に関する基本的事項及び収蔵資料等の評価について審議し、これらの事項に関して指宿市教育委員会へ建議します。

3 指宿まるごと博物館構想の推進

指宿市では、「指宿まるごと博物館構想」を策定し、まちづくりや人づくりに取り組んでいます。

「指宿まるごと博物館構想」とは、「指宿市全体を博物館ととらえ、市域にある文化財、自然、産業、施設、郷土芸能、伝統技術、伝統行事、イベントなどすべてを貴重な「展示品」と位置づけ、それらをまちづくりや人づくりに活かしていく考え方や実践のこと」と定義しています。

指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれでは、博物館の運営・活動を通してこの構想の推進に努めます。

4 その他

(1) 本方針の見直し

本方針を見直す場合は、指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれ館長（指宿市教育委員会教育長兼務）、指宿市教育委員会生涯学習課長、同生涯学習課文化財係（学芸員の資格所有者含む）との間で協議の上決定します。

(2) 基本的運営方針の公表

基本的運営方針については、指宿市のホームページで公開します。